

# 「信用保証協会向けの総合的な監督指針の一部改正案」について

令和6年3月29日

中小企業庁

## 1. 改正の趣旨

中小企業者の様々な課題解決に向けて、事業者フェーズに応じたきめ細やかな支援を実施していくために、信用保証協会が金融機関や各支援機関等との連携を図るとともに、自らも中小企業者の経営改善・再生支援等を行うための態勢整備や、改正中小企業信用保険法（2023年6月公布）に基づき、一定の要件を充たせば、保証料の上乗せにより経営者保証を求めない新制度を整備したこと等に伴い、信用保証協会向けの総合的な監督指針の一部の改正を行う。

## 2. 改正概要

### **(1) 経営改善・再生支援**

- ① 信用保証協会は、関係金融機関と連携の上、例えば、保証付融資の割合が高い事業者を中心に重点的に支援を行う先を特定し、主体的に経営支援の必要性を検討し支援を行う。
- ② 信用保証協会は、毎年度、経営改善支援の「アウトカム指標」を設定し、取組の効果を検証。信用保証協会別に目標と達成状況を公表。
- ③ 信用保証協会は、関係金融機関と連携の上、保証付融資の割合が高い事業者について、主体的に再生支援の必要性を検討し、必要に応じて、中小企業活性化協議会への持込又は中小企業事業再生ガイドラインの活用を行う。信用保証協会別に中小企業活性化協議会への持込件数等を公表。

### **(2) 再チャレンジ・経営者保証**

- ① 過去に破産を経験している経営者であっても、過去の事実だけを以て保証審査判断をするのではなく、過去の失敗を活かした事業計画等を踏まえ、公正な保証審査を行う。
- ② 代位弁済先について、事業が継続されていなくとも、保証人がその資力に応じた弁済を誠実に行ってきたなどの場合には、個々の保証人の実情に応じた柔軟な対応に努める。
- ③ 経営者保証を提供する保証申込に際して、信用保証協会は、必ず「経営者保証の提供を選択できる保証制度」について説明又は金融機関が説明したことを確認する。新制度の利用実績を信用保証協会別に公表。

## 3. 今後のスケジュール

施行 : 令和6年6月1日（予定）